

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第39号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成25年3月3日 21時10分ごろ
発生場所	関門港関門航路（関門航路第35号灯浮標） （概位 北緯33°59.0′ 東経131°00.3′）
事故等調査の経過	平成25年4月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	引火性液体物質ばら積船 第七いく丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134066、藤本海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷外板にマーキング塗料付着 灯浮標 マーキング装置が折損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、平成25年3月3日21時00分ごろ、福岡県北九州市部埼沖において、船長が昇橋し、操船指揮を執り、船橋当直中であつた甲板長を舵輪に就け、関門航路に入航した。</p> <p>船長は、先航船に続いて航路に沿って北西進していたところ、関門航路第37号灯浮標（以下、「関門航路」を冠する灯浮標の名称については、これを省略する。）付近において、関門海峡海上交通センター（以下「関門マーチス」という。）からVHF無線により、先航船との接近を指摘されるとともに、減速するようにとの一度目の連絡を受けた。</p> <p>本船は、僅かに減速し、その後も先航船に続いて航路の右側端を航行していたが、第37号灯浮標と第35号灯浮標の間付近において、二度目の、第35号灯浮標に接近する頃に三度目の減速を促す関門マーチスからの無線連絡をそれぞれ受け、船長が応答中、先航船が左転し、第35号灯浮標が船首方に迫っていることに気付いて左転していたところ、船体が右方に圧流され、21時10分ごろ本船の右舷外板が第35号灯浮標に衝突した。</p> <p>船長は、その後、関門マーチスの指示に従い、航路外で錨泊して事後の措置に当たつた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 東流約4ノット</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、関門航路を北西進中、船長が、関門マーチスから、本船に先航する船舶と接近しているので、減速するようにとの無線連絡を度々受け、三度目の同内容の無線連絡に応答中、先航船が左転し、船首方に迫っている第35号灯浮標に気付いたことから、左転していたところ、潮流で右方に圧流され、右舷外板が第35号灯浮標と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、関門航路を北西進中、船長が、関門マーチスから、本船に先航する船舶と接近しているので、減速するようにとの無線連絡を度々受け、三度目の同内容の無線連絡に応答中、船首方に迫っている第35号灯浮標に気付いたため、左転していたところ、潮流で右方に圧流され、右舷外板が第35号灯浮標と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上交通センターの管制海域を航行中は、管制官の指示、注意喚起等に従い、航行安全の確保に協力すること。 ・潮流の影響を考慮した操船を行うこと。